

議案第 5 5 号

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 2 8 年厚生労働省令第 1 4 号）が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大口町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第17条第2項」の次に「、第36条第2項、第40条の15第2項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(人員、設備及び運営に関する基準) 第4条 法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定める基準のとおりとする。ただし、省令第3条の40第2項、第17条第2項、<u>第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。</u>	(人員、設備及び運営に関する基準) 第4条 法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定める基準のとおりとする。ただし、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

改 正 要 旨

1 改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成２８年厚生労働省令第１４号）により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「省令」という。）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年大口町条例第２５号。以下「条例」という。）において、基本的には省令に定める基準のとおりとしていますが、記録の保存期間については、省令で「２年間」としているものを、条例では「５年間」としています。

今回の省令の一部改正において、指定地域密着型サービスに「指定地域密着型通所介護」と「指定療養通所介護」が追加されたため、これらのサービスにおいても、他のサービスと同様に記録の保存期間を５年間とするものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。